

【 5 】

氏 名	今 井 直 重 いま い なお しげ
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	論 文 博 第 28 号
学 位 授 与 の 日 付	昭 和 43 年 1 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	プラトンの国家論の研究

論文調査委員 (主 査)
教 授 野 田 又 夫 教 授 松 平 千 秋 教 授 井 上 智 勇

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は前後両篇に分かれ、前篇はプラトンの国家論を、後篇はプラトン哲学一般を論ずるが、全体の題名の示すように重点は前篇にあり、後篇は前篇の所論の裏付けとして加えられたものとみとめられる。

前篇「プラトンの国家論」の本論は8章より成り、前半5章において主としてプラトンの「国家篇」を、後半3章において主として「法律篇」を検討する。

著者はまず「国家篇」その他により、一般にイデアによる現実形成がプラトン哲学の中心課題であり、就中国家の形成がかれの最大の関心事であったこと、国家の形成は人間の魂の形成と平行すること、形成の導きとなるのは善のイデアであって、従って国政の頂点には哲学者の知恵がなくてはならぬこと、を論ずる。

ついでプラトン自身、そのような「知恵による政治」の実現し難いことを、シシリー島での政治的経験によって知り、次善の策として「法律による政治」を考えるにいたったことがのべられる。「法律」は一般者をもって多くの個別者を律するものであって、「知恵」のように個別者を個別的に十全に扱いうるのではないけれども、支配者の恣意による政治を防止できるのである。かくて著者は「法律篇」の内容の検討にうつり、法律の本質についてのプラトンの見解と、かれの考案した法律案とを、詳細綿密に考察している。

後篇はプラトンのイデア論全体を考え、イデア・世界形成者・魂・知識等について論じている。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

プラトンの国家論の研究は、本論文のように「国家篇」より「法律篇」への推移に着眼するという見地からも、すでに多く試みられており、本論文の著者は、多くの点において通説に従い、穏健中正な解釈を採っている、とみとめられる。しかし著者の解釈の特色は明瞭に示されている。第一に、著者の考えによればプラトンの哲学はイデアによる現実「形成」ということを中心としており、これは、例えば、自然的

「生成」を中心とするアリストテレス哲学と著しく異なる点である。著者のこの考えはすぐれた着眼を示すといわねばならない。第二に、著者は「国家篇」中の諸問題を論ずるに当り、問題を政治思想史の広い視野の中で考えた。たとえば、プラトンの説いた共産主義と後世のそれとの相違を明確にし、また、プラトンの「正義」の考え方には身分による分権の思想がふくまれるとも考える。このような視野での考察は甚だ暗示に富んでいる。第三に、著者は「法律篇」の所説を細く辿り、法律・理性・自然についてのプラトンの考え方と、プラトンの法律案とについて、十分な検討をおこなった。これは、従来のプラトンの国家論の研究において閑却され勝ちであった点を補ったものであって、この論文の最もすぐれた特色をなしている。

もちろん本論文がすべてを尽しているわけではなく、殊に後篇には論じ足りない点がいくつか見出されるが、それらはこの論文の当面の問題から少々離れた点にかかわるものであって、細瑾というべきである。

以上によって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。